

介護老人保健施設 あさひな

通所リハビリテーション・ 介護予防通所リハビリテーション運営規程 (デイケア あさひな)

(事業の目的)

第1条 当医療法人が開設する介護老人保健施設あさひな（以下「施設」という）が行う、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正なりハビリテーションを提供することを目的とする。

(基本方針)

第2条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションは利用者の要支援状態又は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(運営の方針)

第3条 リハビリテーションの提供に当たっては医師の指示及び通所リハビリテーション計画又は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 通所リハビリテーション又は、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項につい

て、理解しやすいように指導又は説明を行う。

4 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

5 サービスの提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記載した文書を交付して説明を行いサービスの内容、利用時間及び利用料等について利用申込書の同意を得る。

(施設の名称等)

第4条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- 一 名称 介護老人保健施設あさひな 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア あさひな）
- 二 所在地 神奈川県横浜市金沢区朝比奈町107番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 医師兼管理者 1人（常勤兼務1人）
〔常勤職員1人：介護老人保健施設あさひな併設の診療所と兼任〕
職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、利用者に対して、健康管理、療養上の指導を行う。
- 二 医師 4人（非常勤兼務4人）
〔非常勤職員4人：介護老人保健施設あさひな併設の診療所と兼任〕
利用者に対して、健康管理、療養上の指導を行う。
- 三 看護職員 2人（非常勤兼務2人）
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な看護業務を行なう。
- 四 介護職員 17人（常勤兼務6人・非常勤兼務11人）
利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護、介助を行う。
- 五 理学療法士1人・作業療法士1人・言語聴覚士1人
（常勤兼務1人・非常勤兼務2人）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するために必要な訓練を行う。
- 六 事務職員 3人（介護老人保健施設あさひなとの兼任）〔常勤職員3人〕

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 1 営業日：祝日を含めた全ての日。但し、12月31日から1月3日の間は除く。
- 2 営業時間：午前8時30分から午後4時30分迄とする。
- 3 サービス提供時間：午前9時15分から午後3時30分迄とする。

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの利用定員)

第7条 利用者の定員は通所リハビリテーション及び、介護予防通所リハビリテーションを合わせ曜日を問わず45名迄とする。

一単位	20名
二単位	25名

(通所リハビリ及び介護予防通所リハビリの内容)

第8条 通所リハビリテーション及び、介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（
相談援助等）
- 二 機能訓練（リハビリテーション）
- 三 健康チェック
- 四 入浴サービス
- 五 食事サービス
- 六 送迎サービス
- 七 介護サービス
- 八 教養及び娯楽

(利用料等)

第9条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次に掲げる費用の額を徴収する。
 - 一 教養娯楽費

二 食費

三 その他通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの。

3 前項各号に係わる料金については、あらかじめ利用者又はその家族に対しサービスの内容及び費用について、利用料金のご案内（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）等の書類で説明を行い、文書により同意を得る。

（通常の送迎の実施地域）

第 10 条 通常の送迎の実施地域は、次の地域とする。金沢区（釜利谷全域、六浦全域、能見台全域、高舟台、瀬戸、朝比奈町、東朝比奈町、大道）、栄区は野七里、長倉町、庄戸 1 丁目～5 丁目、東上郷町、上之町、犬山町、上郷町、桂台全域、尾月、亀井町、元大橋 1 丁目、2 丁目、若竹町、公田町

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者及びその家族は、通所リハビリテーション又は、介護予防通所リハビリテーションを利用するときは、事業者に対し、利用者の食事の状況や健康状態等、利用者が安全にサービスを受けられるよう気付いたことを事前に情報提供しなければならない。

2 事情により利用日に通所できなくなった場合は、前日の午後 4 時迄に電話にて連絡を頂くものとする。尚、病気等急な事情の場合は、当日の午前 8 時 30 分迄に連絡を頂く。当日キャンセルの場合は、キャンセル料（700 円）を頂く場合もある。

3 服装は動きやすいものを着用する。履物は、安全性のある靴を使用する。

（非常災害対策）

第 12 条 事業者は、非常災害に備えて必要な設備を設け、消防、非難に関する計画を作成する。

2 非常災害に備え、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検する等、少なくとも年 2 回避難、救出その他必要な訓練等を行う。

（その他施設の運営に関する重要事項）

第13条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務を定める。

- 2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 職員の資質向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - 一 採用時研修 採用後1カ月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 4 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人中村会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成15年10月1日から施行する。

改定 平成17年10月1日

改定 平成21年 9月1日

改定 平成21年11月1日

改定 平成26年 4月1日（料金表の改定）

改定 令和元年10月1日（料金表の改定）